

公益財団法人 沖縄県スポーツ協会評議員及び役員選出規程細則

(目的)

第1条 この細則は、本会評議員及び役員の改選に当たって、情報の開示・請求の時代の要請に応え、透明性・合理性を高め、もって役員改選が円滑かつ公正に行われることを目的とする。

(理事候補者となるべき者の選出方法)

第2条 理事候補者選出の各母体の世話係は、連絡責任者となり各母体の加盟団体理事長又は、事務局長と調整の上、理事候補者選出会議を開き、理事候補者となるべき者を選出する議事の進行役を務める。

2 理事候補者選出の方法について、役員改選年度毎に合議の上理事候補者となるべき者を選出するか、又は順番制で選出するか、或いは、その他考えられる方法によって選出するか、その方法については各母体の意志に委ねる。但し、合議の上決定された方法は、3期ないし4期は遵守することが望ましい。

(細則の変更)

第3条 この細則は、理事会の議決によって変更することができる。

附 則

この規程は、公益財団法人沖縄県体育協会の設立の登記の日から施行する。

この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。